

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2015年11月25日に開催された、安全保障理事会の第7567回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

「安全保障理事会は、国際連合憲章の目的および原則を想起し、そして国際の平和および安全の維持に対する憲章の下での安保理の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、平和維持活動の基本原則、すなわち当事国の同意、不偏性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を再確認し、また安全保障理事会は、各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識する。これに関連して、安全保障理事会は、基本原則が、部隊の保護および安全並びに防護、文民の保護、および過剰な脅威のような、平和維持活動が直面した新しい課題に取り組むために安保理が承認した、職務権限に適合することをそして安保理が承認した職務権限の完全な提供を安全保障理事会が期待していることを強調する。

安全保障理事会は、改革の主張を先に進める事務総長の取組並びに国連平和活動を含む、国際連合システムの役割、能力、有効性、説明責任および効率性をさらに強化するための措置を審議する取組における国際連合平和活動の包括的再検討を遂行する事務総長の活動を歓迎しそして平和活動に関するハイレベル独立パネルの事務総長による任命並びに多様なグループや利害関係者とのパネルにより遂行された広範なまた重要な協議をこれに関連して歓迎する。

安全保障理事会は、アフリカ連合との戦略的パートナーシップに関する勧告を含む、「国際連合平和活動の将来：平和活動に関するハイレベル独立パネルの勧告の実施」と名付けられた事務総長報告書（S/2015/682）の勧告および平和活動に関するハイレベル独立パネル報告書（S/2015/446）の勧告に留意する。安全保障理事会は、国際連合平和活動を改善するために、事務局の範囲内のそして加盟国、受入諸国、部隊および警察要員提供諸国、並びに安全保障理事会との協議におけるものを含む、措置を遂行し続けるという事務総長の公約を称賛する。

安全保障理事会は、事務総長報告書（S/2015/682）が国際連合平和活動を強化することにおいて安全保障理事会が主要な役割を果たすことができる多くの分野を特定していることに留意しそして事務総長報告書の関連する勧告を審議し続ける安保理の意図を表明する。これに関連して、安全保障理事会は、安全保障理事会による更なる審議のための勧告について 2015 年 11 月 20 日に安保理へ要点を話すための事務総長の計画並びにその他の政府間方式を歓迎する。安全保障理事会は、国際連合平和活動の説明責任、透明性および任務遂行を改善することが非常に重要であることを強調する。

安全保障理事会は、安保理の声明と行動が、武力紛争の状況においてまたは和平プロセスの支援において及ぼすことができる著しい影響を強調する。安全保障理事会は、決議 2171（2014）を想起しそして武力紛争を予防するためまたそのために、国際連合憲章の規定に従って、自由に使えるあらゆる適切な手段を用いるため、早期のまた効果的な行動をとる安保理の公約をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持に関する、そしてそのことが集団安全保障を改善することができる、国際連合憲章第Ⅷ章に適合した、問題における、国際連合および地域的並びに準地域的機構および取極の間の協力に対する安保理の公約を歓迎しまた再確認する。安全保障理事会は、国際連合とアフリカ連合との間の戦略的パートナーシップに留意し、そして、これに関連して、安全保障理事会により承認されたアフリカ連合平和活動を支援する現在利用可能な様々な制度の事務総長の再検討と評価の結果に期待している。安全保障理事会は、国際連合およびその他のパートナーからの支援を害することなしに、アフリカ大陸内からのより多くの財政的資源を手に入れる必要性を強調する。安全保障理事会は、和平プロセスに関与している地域的および準地域的機構に対し、関連する場合には、発展について安全保障理事会に知らせ続けることを奨励する。安全保障理事会は、事務総長に対し、適当な場合には、国際連合が和平プロセスの早期の段階に関与することを確保することをまたそのような和平プロセスにおける国際連合関与のパラメーターについて安全保障理事会に知らせ続けることを奨励する。

安全保障理事会は、平和維持活動が文民保護のために果たす重要な役割に注意して、国際連合平和維持活動の状況認識と戦略上の監視の質を良くする安保理の決意を想起する。安全保障理事会は、平和維持活動を再検討しそして強化された計画立案と支援を提供する事務総長の取組に対する安保理の支援を再確認しそして部隊および警察官提供諸国並びにその他の関連する利害関係者とのパートナーシップにおいてこれらの取組を深めるためのその勧奨を更新する。安全保障理事会は、国際連合平和ミッシ

ンが展開されている諸国における文民への段階的に拡大している危険の状況、その職務権限を遂行するミッションの能力における重大な不足そしてミッションまたは制服要員若しくは部隊が、国家が文民を保護する主要な責任を負っていることを念頭におく一方で文民を保護することを含む、自らの職務権限を履行する行動をおこさないあらゆる出来事について、定期的に、それを知らせ続けるという事務総長の公約を歓迎する。

安全保障理事会は、部隊および警察官提供諸国、地域的および準地域的機構並びその他の利害関係者との協議を通したものを含んで、当該活動の有効性を高めるため国際連合平和活動を評価し、負託しそして再検討する時、より多くの優先順位付けを進めるつもりである。安全保障理事会は、事務総長に対し、安保理の優先順位付けを促進するために、安全および防護に関するものを含む、強化された分析と計画立案を強調することにより安保理への彼の関与と報告を強化することを奨励する。安全保障理事会は、既存の国際連合平和活動を評価するかまたは新しい国際連合平和活動を設立する場合、適当と認められる場合に、連続したそして段階的に実行された職務権限を審議するつもりである。

安全保障理事会は、国際連合平和活動で展開されている全ての要員による適切な行動および規律が、その有効性にとって非常に重要であることを確認する。とりわけ、安全保障理事会は、国際連合平和要員による性的搾取および虐待は受け入れられないことを強調しそしてあらゆる形態の性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策に対する安保理の支持を確認する。安全保障理事会は、あらゆる形態の不正行為に対する国連の予防、執行および救済取組を強化する事務総長の提案を歓迎しそして安全保障理事会に対する事務総長のあらゆるテーマ別報告書および国別状況報告書に、性的搾取および虐待に関する彼のゼロ・トレランス政策に対する遵守を、関連する時にはいつでも、含む、行動と規律に関する節を含むという事務総長への安保理の要請をくり返し表明する。安全保障理事会は、自らの制服要員に対する性的搾取および虐待の申立を調査する部隊および警察要員提供諸国の主要な責任を再確認しそして同諸国に対し、不正行為の申立が迅速に調査され、刑事責任が執行されそして国際連合が全ての調査の状態と結果について時宜を得たやり方で知らされることを確実にすることを求める。安全保障理事会は、事務局に対し、平和維持要員に対する申立が為されるや否や、部隊および警察要員提供諸国に十分に知らせ続けることを求めそして国際連合システム内での完全且つ適切な報告の必要性を強調する。安全保障理事会はまた、事務総長に対し、制度が利用可能であり被害届が秘密裏に登録されることが被害者に広く知られることを確保するための彼の努力を続けることそして被害者に対する対応が提供されることを奨励する。

安全保障理事会は、決議 1325 (2000) の安保理ハイレベル再検討および決議 2242 (2015) を通じた安保理の公約を想起し、平和構築構造の再検討に関する専門家諮問グループの報告書 (S/2012/490) に留意し、現行の国際連合平和および安全構造の再検討の中での一貫性、共同作用および補完性を奨励し、そして適切な場合にはまた確立された手続に従ってそしてその各々の権限を遵守して、これらの再検討をさらにまた審議するために全ての関連する国際連合機関の間の協力の重要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、分析および計画立案の強化、安保理への報告の強化、地域的機構とのパートナーシップと協力の補強、戦略的な兵力増強、指導力と説明責任の改善、性的搾取および虐待の出来事の削減を目的とした措置、そしてアフリカ連合との戦略的パートナーシップを改善する措置のような分野において、彼が国際連合平和活動を改善するための貢献に専念することを定めた彼の権限の下でこれらの措置を前に進めていることを奨励する。安全保障理事会は、事務総長に対し、これらの分野における進展についての最新情報を安保理に提供することを要請する。